

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月31日
【会社名】	株式会社トーエル
【英訳名】	Toell Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 孝治
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区高田西一丁目5番21号
【電話番号】	045 - 592 - 7777 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 総務人事本部長 服部 頼和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区高田西一丁目5番21号
【電話番号】	045 - 592 - 7777 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 総務人事本部長 服部 頼和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年7月27日開催の当社第55回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年7月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第24条（代表取締役及び役付取締役）第2項の役付取締役として、新たに取締役名誉会長を追加する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、稲永修、山下昌利、中田みち、横田孝治、後藤真、室越義和、渋谷成寿、関本兼助及び八尋敏行の9氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、稲永昌也、谷口五月、齊藤和子の3氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、佃博氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額500万円以内の金銭債権を支給すること及びその内容を決定する。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

監査等委員である取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額500万円以内の金銭債権を支給すること及びその内容を決定する。

第7号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終了の時をもって監査等委員である取締役を退任する山中正幸氏に対し、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	160,903	263	0	(注)1	可決 (93.52%)
第2号議案				(注)2	
稲永 修	159,643	1,523	0		可決 (92.79%)
山下 昌利	160,496	670	0		可決 (93.28%)
中田 みち	160,518	648	0		可決 (93.30%)
横田 孝治	160,887	279	0		可決 (93.51%)
後藤 真	160,516	650	0		可決 (93.29%)
室越 義和	160,523	643	0		可決 (93.30%)
渋谷 成寿	160,528	638	0		可決 (93.30%)
関本 兼助	160,523	643	0		可決 (93.30%)
八尋 敏行	159,685	1,481	0		可決 (92.81%)
第3号議案				(注)2	
稲永 昌也	160,475	691	0		可決 (93.27%)
谷口 五月	160,872	294	0		可決 (93.50%)
齊藤 和子	160,820	346	0		可決 (93.47%)
第4号議案				(注)2	
佃 博	158,368	2,798	0		可決 (92.05%)
第5号議案	153,993	7,173	0	(注)3	可決 (89.50%)
第6号議案	151,279	9,887	0	(注)3	可決 (87.93%)
第7号議案	150,301	10,865	0	(注)3	可決 (87.36%)

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上